

# オンライン資格確認及びオンライン請求 の概要等

関東審査事務センター事業管理課

# 次第

- 1 オンライン資格確認の概要について
- 2 オンライン資格確認の義務化について
- 3 オンライン資格確認導入の義務が猶予される経過措置について
- 4 オンライン資格確認におけるQ&A
- 5 オンライン資格確認等端末を利用してレセプトのオンライン請求を開始
- 6 オンライン請求システム等の概要
- 7 オンライン請求システムにおけるASP機能
- 8 ASPチェック結果の確認方法
- 9 返戻再請求のオンライン化
- 10 返戻再請求のオンライン化に関するQ&A
- 11 オンライン返戻再請求で注意すべき点

# 1. オンライン資格確認の概要について

## ○ オンライン資格確認とは

マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号・番号等を利用し、医療機関・薬局の窓口で患者の資格情報等を確認する仕組みです。

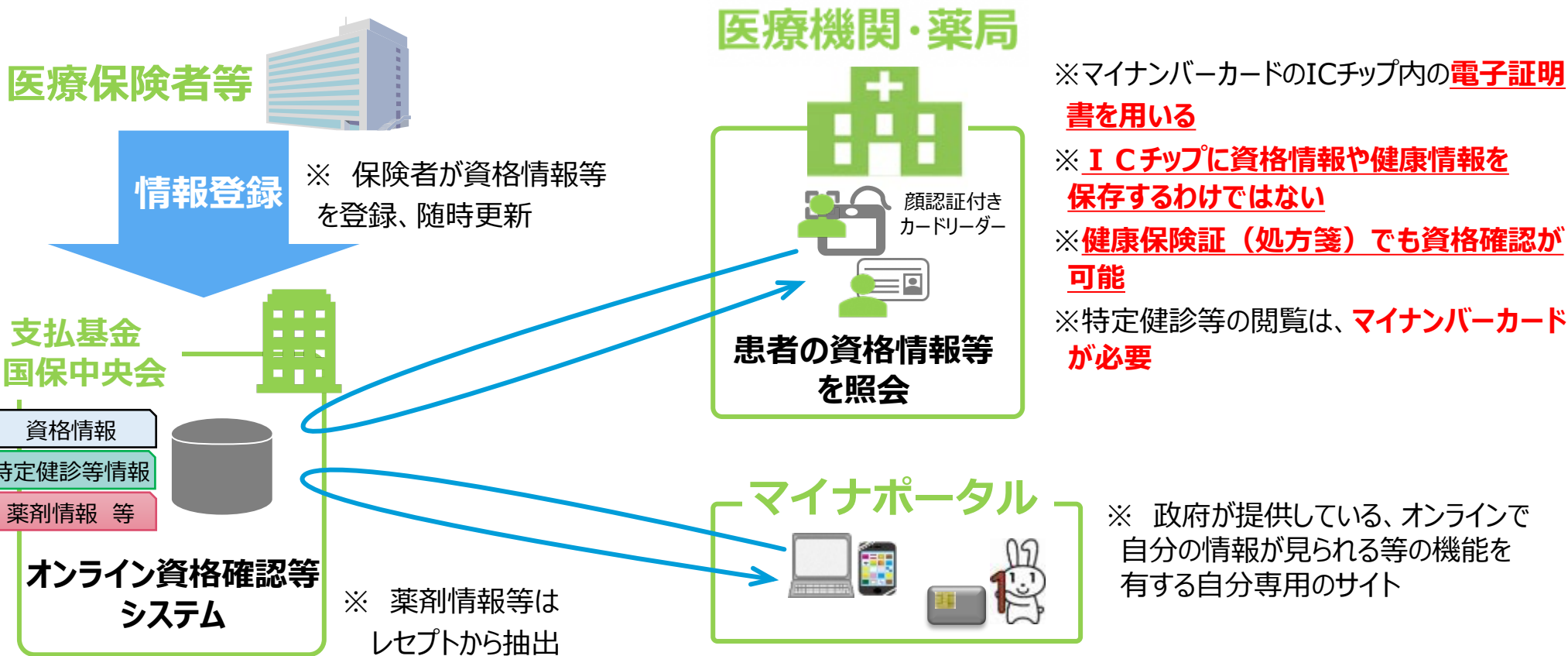
マイナンバーカードを利用するには、顔認証付きカードリーダーが必要となります。

## ○ 顔認証付きカードリーダーとは

マイナンバーカードを使用してオンライン資格確認を行う際に必要となる専用機器のことです。マイナンバーカード内の顔写真データをICチップから読み取り、その「顔写真データ」と顔認証付きカードリーダーで撮影した「本人の顔写真」と照合、又は暗証番号による本人確認を行うことができます。

# 1. オンライン資格確認の概要について

- 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）



## 2. オンライン資格確認の義務化について

### ○ オンライン資格確認の義務化とは

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ令和4年8月10日の中央社会保険医療協議会（中医協）において、オンライン資格確認の導入の原則義務化などが答申・公表され、令和4年9月5日厚生労働省第124号をもって療養担当規則が改正されました。

### 療養担当規則等（省令）の改正の内容（令和5年4月施行）

1. 保険医療機関及び保険薬局は、患者の受給資格を確認する際、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならないこととする。（保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項及び第2項関係等）
2. 現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・保険薬局については、オンライン資格確認導入の原則義務付けの例外とする。（同令第3条第3項関係等）
3. 保険医療機関及び保険薬局（2.の保険医療機関・保険薬局を除く。）は、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこととする。（同令第3条第4項関係等）

### 3. オンライン資格確認導入の義務が猶予される経過措置について

○令和5年1月17日に療養担当規則等の一部を改正する省令が公布され、令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局は、期限付きの経過措置が設けられています。

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和5年9月末まで） ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続
(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）	オン資に接続可能な光回線のネットワークが 整備されてから6ヶ月後まで ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和6年3月末事業完了まで継続
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオン資（居宅同意取得型）の 運用開始（令和6年4月）まで ※ 訪問診療等におけるオン資の導入に係る財政支援は、令和6年3月末補助交付まで実施
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局	廃止・休止まで （遅くとも令和6年秋まで） ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ※ 例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象

※上記のほか、患者から電子資格確認を求められた場合に応じる義務について、訪問診療等・オンライン診療の場合の経過措置（居宅同意取得型の運用開始（令和6年4月）まで）を設ける。

# 3. オンライン資格確認導入の義務が猶予される経過措置について

## ○令和5年2月21日厚生労働省保険局「オンライン資格確認原則義務化の経過措置について」資料抜粋

- ご自身の医療機関・薬局が経過措置のどの事情に該当するか確認し、それぞれの猶予届出に必要な事項について確認してください。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、支払基金に原則医療機関等向けポータルサイトで、猶予届出を遅くとも**令和5年3月31日まで**に提出してください。

### やむを得ない事情

### 必要事項

<p>(1)</p>	<p>令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）</p>	<p><b>令和5年2月末まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム事業者と契約締結をしてください。</li> </ul> <p><b>令和5年3月31日まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム事業者にシステム整備が完了する見込みを確認し、猶予届出※を提出してください。</li> <li>猶予届出の添付文書として、契約書や注文書の写しなど事業者と契約したことが確認できる書類をご用意ください。</li> </ul> <p><b>令和5年9月末まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム整備を完了し、オンライン資格確認の運用を開始してください。</li> <li>医療機関等向けポータルサイトから<b>運用開始日の登録</b>をしてください。 （運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します）</li> </ul>
<p>(2)</p>	<p>オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）</p>	<p><b>令和5年3月31日まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>猶予届出※を提出してください。</li> </ul> <p><b>光回線の敷設</b></p> <p><b>オンライン資格確認に接続可能な光回線が整備されてから6か月後まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認の運用を開始してください。</li> <li>医療機関等向けポータルサイトから<b>運用開始日の登録</b>をしてください。 （運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します）</li> </ul> <p>※光回線の代替として、IP Sec+IKEサービス提供事業者（インターネット接続方式）のご利用をシステムベンダともご相談いただき、ご検討ください。 （オンライン資格確認に対応しているインターネット回線については、「<a href="#">オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表</a>」を参照ください）</p>
<p>(3)</p>	<p>訪問診療のみを提供する保険医療機関</p>	<p><b>令和5年3月31日まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>猶予届出※を提出してください。</li> </ul> <p><b>令和6年4月1日（予定）まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問診療のオンライン資格確認（居宅同意取得型）の運用を開始してください。</li> <li>医療機関等向けポータルサイトから<b>運用開始日の登録</b>をしてください。 （運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します）</li> </ul>

# 3. オンライン資格確認導入の義務が猶予される経過措置について

## やむを得ない事情

## 必要事項

(4)	<b>改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局</b>	<p><b>令和5年3月31日まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 猶予届出※を提出してください。</li></ul> <p><b>改築工事完了/臨時施設終了</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ オンライン資格確認の運用を開始してください。</li><li>・ 医療機関等向けポータルサイトから<a href="#">運用開始日の登録</a>をしてください。 (運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)</li></ul>
(5)	<b>廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局</b>	<p><b>令和5年3月31日まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和6年秋までの具体的な廃止・休止時期が決まっている施設については、猶予届出※を提出してください。</li></ul> <p><b>令和6年秋まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ オンライン資格確認の運用を開始してください。</li><li>・ 医療機関等向けポータルサイトから<a href="#">運用開始日の登録</a>をしてください。 (運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)</li></ul>
(6)	<b>その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然災害等により継続的に導入が困難となる場合</li><li>・ 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合 (目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下である)</li><li>・ その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合</li></ul>	<p><b>令和5年3月31日まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 猶予届出※を提出してください。</li><li>・ 猶予届出の添付文書として、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類をご用意ください。</li><li>・ 個々の事例について疑義が生じた場合には、医療機関等の所在地を所管する<a href="#">地方厚生(支)局</a>を通じて厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課 保険データ企画室に照会してください。</li></ul> <p><b>困難な事象の解消</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ オンライン資格確認の運用を開始してください。</li><li>・ 医療機関等向けポータルサイトから<a href="#">運用開始日の登録</a>をしてください。 (運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)</li></ul>

※猶予届出については、次の資料「オンライン資格確認の導入の猶予届出提出について」をご確認ください。



## 4. オンライン資格確認におけるQ & A

### <オンライン資格確認の運用について>

#### Question

**Q.** オンライン資格確認等システムへのログイン時に、「前回正常にログアウトされていなかった可能性があります。または、該当のユーザは既に使用されています。強制的にログインしますか？」というポップアップメッセージが表示されますが、どのように対処すればよいでしょうか。

#### Answer

**A.** ポップアップメッセージの《OK》をクリックしてログインを実施してください。強制的にログインを行ってもシステムには問題ございません。なお、本ポップアップメッセージは、以下の4つのケースのいずれかに該当した際のログイン時に表示されます。

- ・オンライン資格確認等システムにログインしたまま、右上の「X」ボタンをクリックして画面を閉じた場合
- ・30分ほど未操作のまま強制ログアウトした場合
- ・同一のアカウントで複数のユーザがログインした場合
- ・オンライン資格確認等システムにログインしたまま、資格確認端末の強制終了等でブラウザが閉じてしまった場合

## 4. オンライン資格確認におけるQ & A

### Question

Q.券面に枝番（2桁）の記載の無い健康保険証を患者が持参した場合でも、オンライン資格確認を実施できますか。

### Answer

A. レセプトコンピュータ用端末に健康保険証券面の保険者番号、記号、番号及び生年月日を入力・検索することで資格確認を実施することが可能です。

枝番（2桁）については、令和2年10月より保険者にて付番を開始しており、オンライン資格確認等システムに登録されます。オンライン資格確認を行うことで、枝番（2桁）の取得が可能となります。

なお、令和3年4月以降に新規で発行される被保険者証については枝番（2桁）が記載されますが、これまで発行していた保険証の再発行義務はございません。

そのため、オンライン資格確認開始後（令和3年3月）も、枝番（2桁）の記載がない保険証は残り続けますので、ご注意ください。

## 4. オンライン資格確認におけるQ & A

### Question

Q.入力したデータと異なるデータがオンライン資格確認等システムから返ってきたが、取り込んでも大丈夫なのか。

Q.資格確認を行いました、「該当資格情報無し」または「無効」と結果が表示され、資格情報が返ってきません。確認したところ有効と考えられるが、なぜ資格情報が返ってこないのか。またこの場合、医療機関等窓口ではどのように対応すればよいか。

### Answer

A. 入力データによって、記号・番号に「●」、「/」や「空白」等のデータが返される場合がございますが、そのままの内容でレセプト請求いただいても差し支えございません。そのままの内容を取り込むか否かについては医療機関にてご判断願います。

A. 下記内容が考えられます。

【該当資格情報無しの場合】

- ・オンライン資格確認等システムの対象外の制度または、医療保険者等が資格情報を登録していない場合
- ・医療機関等職員による記号・番号等の打ち間違いの場合

【無効の場合】

- ・転職等で月末に資格を喪失しているケース
- ※一部レセコンメーカーで「該当資格情報無し」の場合に「無効」と表示するものがあります。

- 1 **ポータルサイトにて最新情報を確認出来ます。**
- 2 **オンライン資格確認の現状**
- 3 **オンライン資格確認の今後（医療扶助のオンライン資格確認）**

# 参考 1. ポータルサイトにて最新情報を確認出来ます。

最新の情報をお届けすることができます。また、このポータルサイトで必要な手続きを行うことが出来ます。

(※) 書面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります！(二重申し込みになることはありません)

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係  
医療機関等向けポータルサイト

利用申請・補助申請される方

初めてご利用になる方 (アカウント登録)

すでにアカウントをお持ちの方はログイン

利用申請・補助申請される方

よくあるお問い合わせ

各機関資料ダウンロード

オンライン資格確認利用・補助申請をするには、アカウント登録が必要です。

オンライン資格確認利用・補助申請は、専用ページにてお手続きください。

▼まずはここをご覧ください

顔認証付きカードリーダーカタログ

利用申請・補助申請される方  
Application for use and assistance

初めてオンライン資格確認利用・補助申請をするには、アカウント登録が必要です。  
まずは利用申請・補助申請の流れをご覧ください。

1. 顔認証付きカードリーダー申し込み

2. オンライン資格確認利用申請

3. 電子証明発行申請

4. オンライン資格確認各補助会申請

5. 電子カルテ標準化関係補助会申請

6. オンライン請求利用申請

よくあるお問い合わせ (FAQ)  
Frequently Asked Questions

1. 顔認証付きカードリーダー申し込みについて

2. オンライン資格確認関係補助会申請について

3. オンライン資格確認利用申請について

4. 電子証明発行申請について

5. オンライン請求ネットワーク構築関係について

6. 電子カルテ標準化関係補助会申請について

7. オンライン請求利用申請について

8. 当サイトご利用手順について

9. その他お問い合わせ

## アカウント登録でできること

- ・最新情報をメールでお知らせ
- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>



オンライン資格確認

検索

お問合せ先：医療情報化支援基金  
[contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp](mailto:contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp)

☎ 0800-080-4583 (通話無料)

平日 8:00~18:00

土曜日 8:00~16:00

※ お電話でのお問合せは、混み合うことがございます。  
メールでのお問合せを推奨します。

## 参考2. オンライン資格確認の現状

### ○ オンライン資格確認の現状

- ◀ 令和3年10月20日 オンライン資格確認 本格運用開始  
オンライン資格確認の本格稼働日
- ◀ 令和4年8月10日 療養担当規則（省令）改定に係る答申  
中医協より、「診療/調剤報酬の改定」、「療養担当規則改定」  
について答申
- ◀ 令和4年10月1日 診療/調剤報酬の改定
- ◀ 令和5年1月17日 療養担当規則等の一部改正（導入の義務が猶予される経過措置）
- ◀ 令和5年4月1日 療養担当規則（省令）施行（オンライン資格確認の原則義務化）

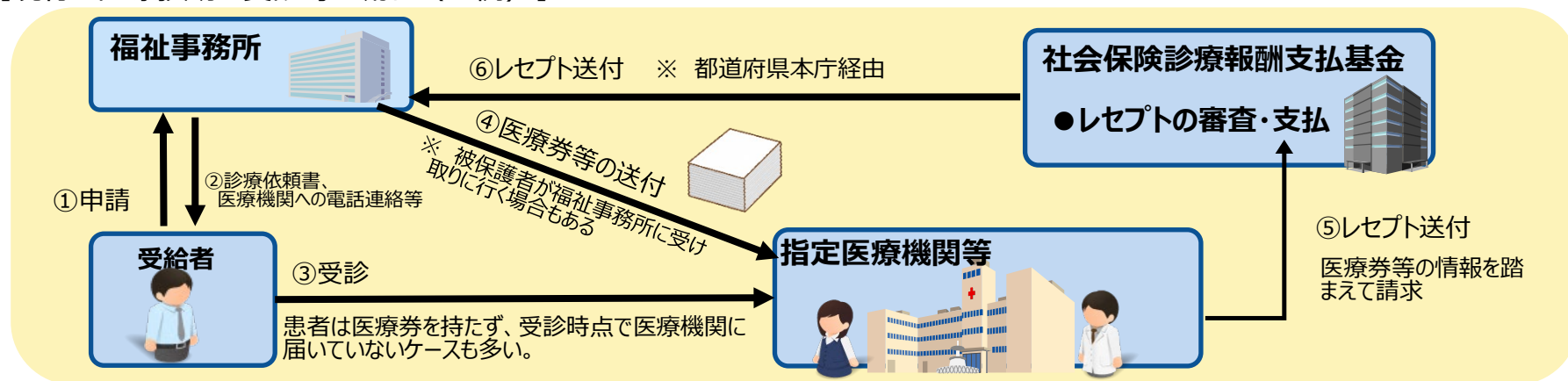
#### 【現状】

令和5年4月1日より療養担当規則改定によりオンライン資格確認が義務化となっているが、導入の義務が猶予されている医療機関に対してオンライン資格確認の導入を促進していく

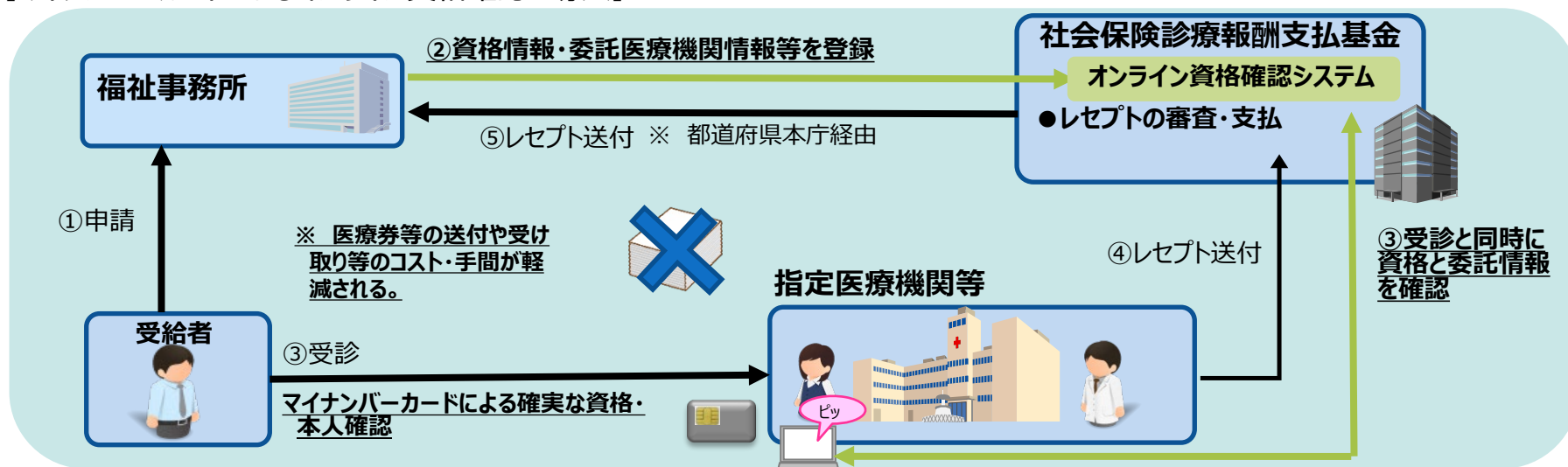
# 参考3. オンライン資格確認の今後

## 医療扶助のオンライン資格確認の導入イメージ

【現行の医療扶助の受診等の流れ（一例）】

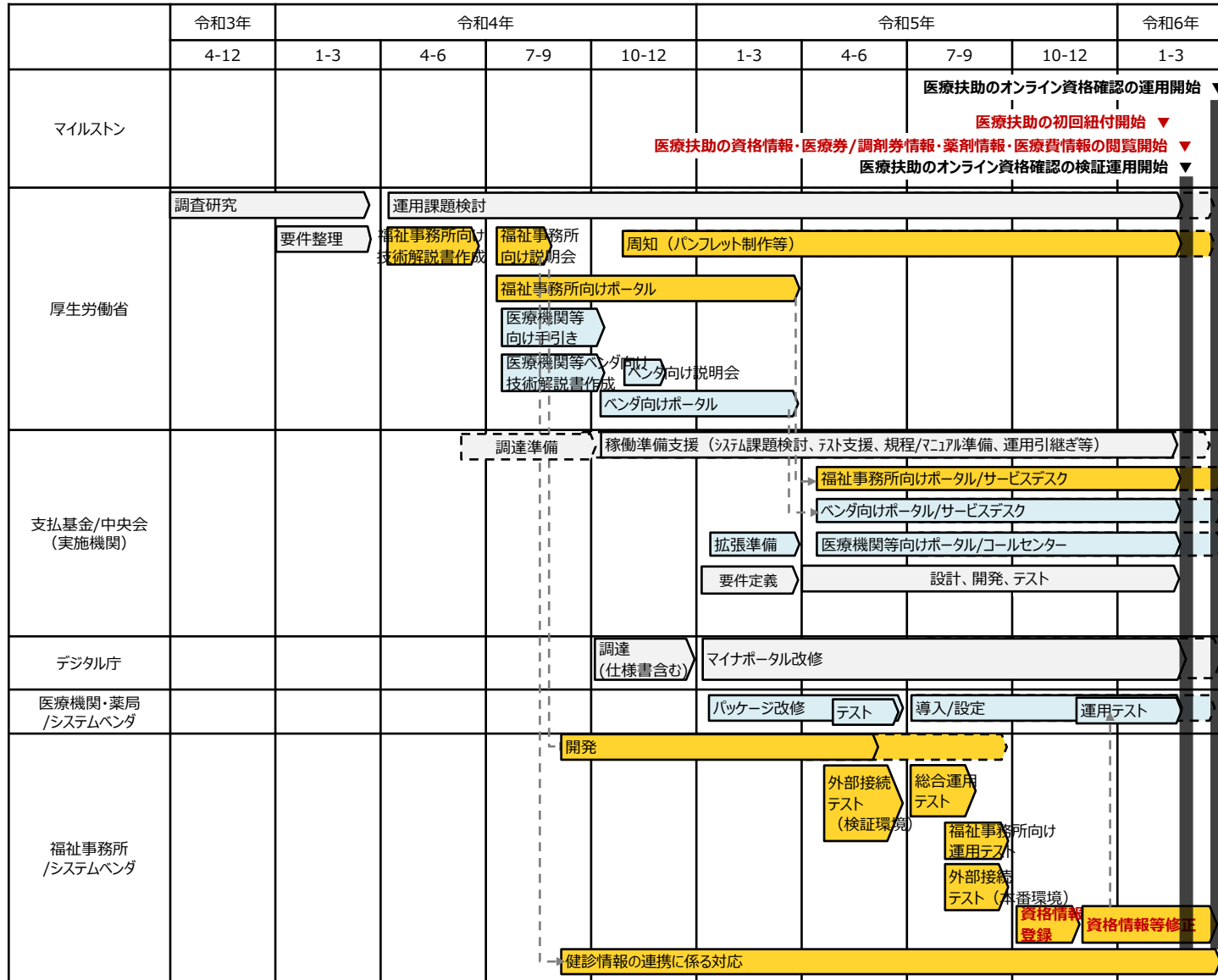


【マイナンバーカードによるオンライン資格確認の導入】



# 参考3. オンライン資格確認の今後

## 医療扶助のオンライン資格確認に係る全体スケジュール





## 5. オンライン資格確認等端末を利用してレセプトのオンライン請求を開始

オンライン資格確認端末等を用いる場合は、原則、オンライン請求に係る**利用者負担額は別途必要ありません**。

### 通常の利用者負担額見込（医療機関・薬局）

項目	金額	備考
1.オンライン請求（送信）用パソコン	約100,000円	オンライン資格確認用端末と共有
2.電子証明書発行料（更新料）	1,500円	オンライン資格確認用と共有
3.ネットワーク回線接続初期費用	約28,000円	Bフレッツの場合（オンライン資格確認用と共有）
<b>初期費用合計</b>	<b>約129,500円</b>	
4.ネットワーク月額利用料	約6,000円	回線事業者、使用する回線等により価格差が生じます。 I S D N、I P - V P N接続、インターネット（I psec+ I K E）接続 （オンライン資格確認用と共有）
<b>合計</b>	<b>約135,500円</b>	

## 5. オンライン資格確認等端末を利用してレセプトのオンライン請求を開始

オンライン資格確認の導入に併せ、レセプトのオンライン請求もお願いいたします。

### オンライン請求開始の申請はこちらから

#### オンラインによる申請

医療機関等向けポータルサイト  
(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>)

トップページ  
> 「利用申請・補助申請される方」の  
「7.オンライン請求利用申請」から申請願います。

**注) 支払基金支部・各都道府県の国保連合会  
への書面の提出は不要です。**



#### 紙による申請

支払基金ホームページ  
(<https://www.ssk.or.jp/>)

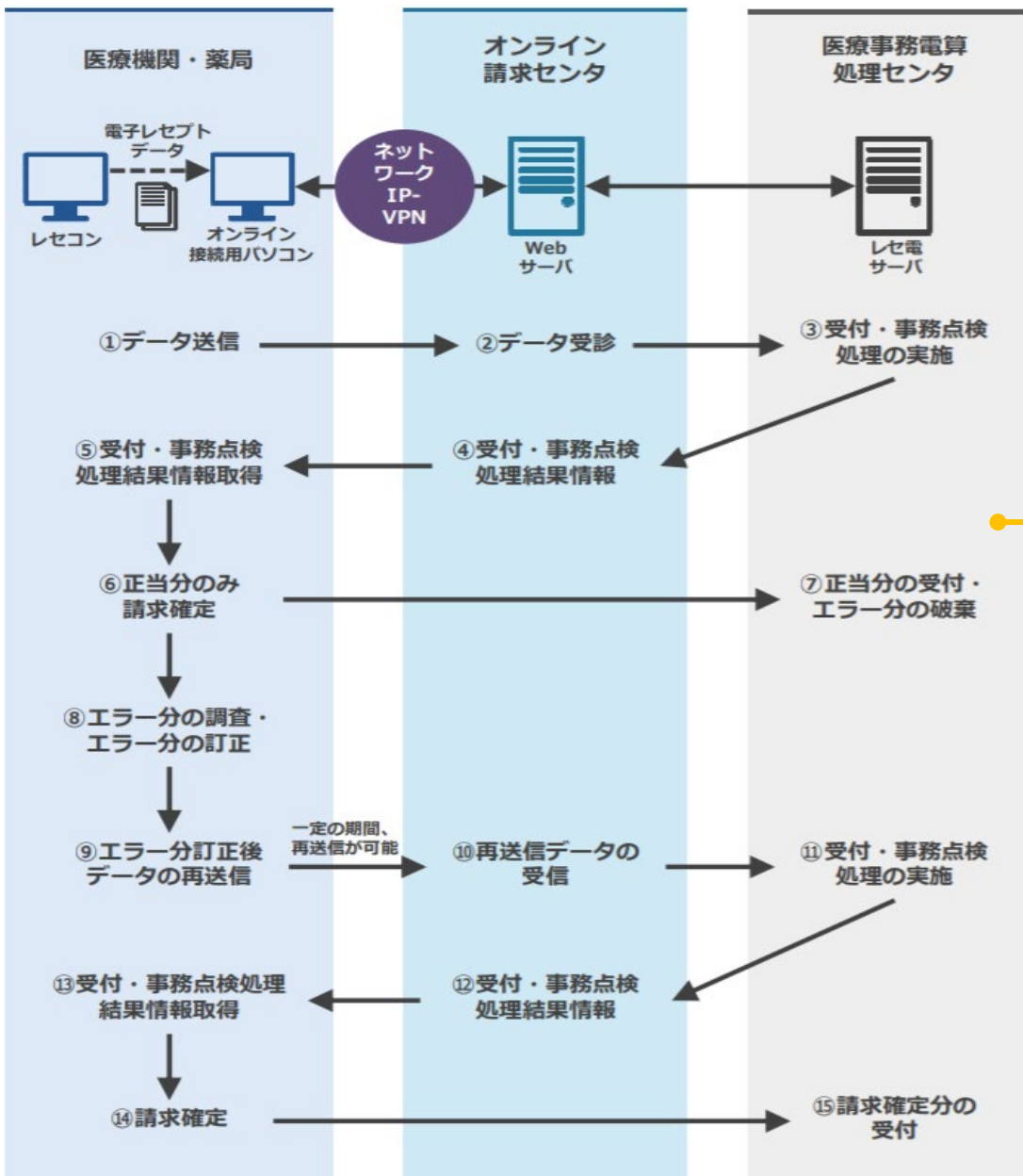
トップページ  
> オンライン請求  
> 保険医療機関・保険薬局に係るオンライン請求  
> 4.オンライン請求の手続きについて  
「(3)届出関係」の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を審査委員会事務局に提出ください。

**注) 国保連合会への届出も必要です。**

【令和5年2月受付分】

全国の75%を超える保険医療機関がレセプトのオンライン請求を実施しています。

## 6. オンライン請求システム等の概要



○ 医療機関・薬局のレセコンから電子レセプトデータをオンライン請求（送信）用パソコンに取り込み、オンライン請求センタにデータ送信します。

○ 医療事務電算処理センタにおいて、受付・事務点検処理を実施し、医療機関・薬局に処理結果情報を返します。

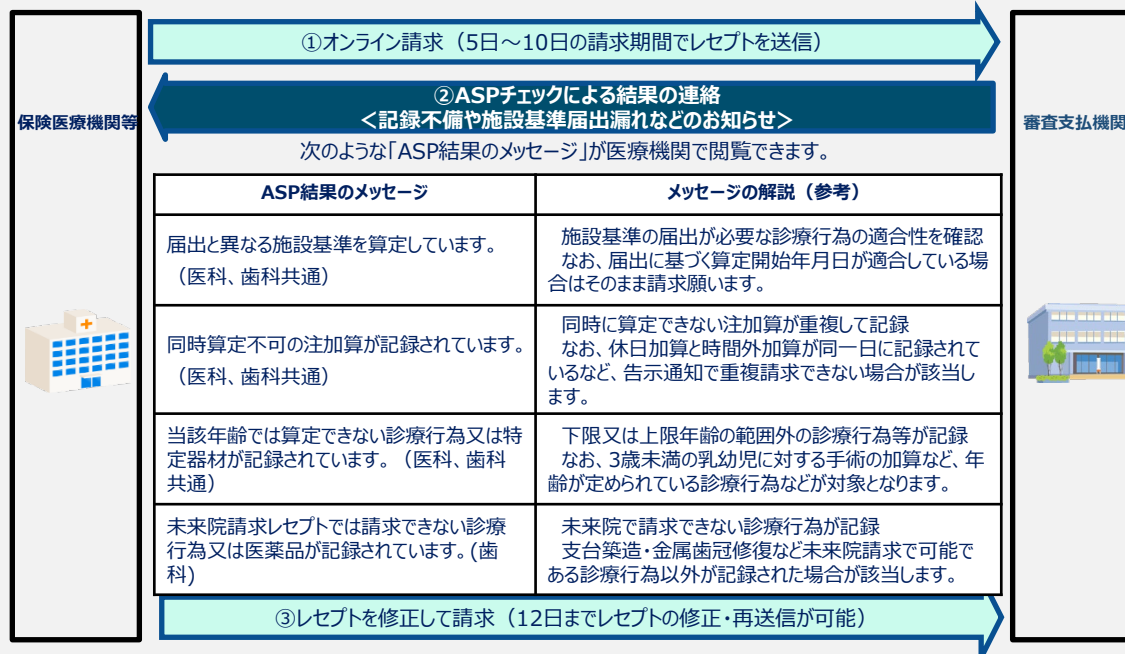
○ これにより、医療機関・薬局では、**エラーを速やかに訂正し、当月のうちに訂正したレセプトを提出することができる**ようになり、支払基金としても業務処理の効率化が図られます。

○ また、支払基金では、エラーとなったレセプトのうち、資格関係のエラーについて、Web上でレセプトデータを訂正することができる機能を提供しています。

# 7. オンライン請求システムにおけるASP機能

- ASP機能<sup>\*</sup>により請求時の**記録不備などを確認するための返戻が減少し、リアルタイムで修正できるため、当月に請求し直すことが可能**です。

※ASP機能（受付・事務点検ASP機能）とは、レセプト請求前に簡易なコンピュータチェックを実施できるため、医療機関、薬局で誤り等を修正して請求することが可能となるサービスです。



- 毎月休日を含めて、**5日から7日は8時から21時まで、8日から10日は8時から24時まで**請求が可能であり、搬送費用等の削減にもなります。

※5日～10日に送信し請求確定したレセプトデータのエラー分（「受付不能」および「要確認」）については、**修正し、当月12日まで、再度レセプトデータを送信**できます。

- 返戻レセプトについては、**CSV形式のデータをレセコンに取り込み、修正して翌月に請求**することができます。

## 8. ASPチェック結果の確認方法

▶ 「受付・事務点検ASP結果リスト」にて、**チェック結果を確認することができます。**

印刷レイアウト CSVダウンロード 終了

平成XX年 4月分 受付・事務点検ASP結果リスト

送信年月日 平成XX年 5月10日  
社会保険診療報酬支払基金〇〇支部

点数表：医科 都市区番号：XX 医療機関コード：XXXXXXXX 名称：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 診療科： 送信回： 6

項番	レセプト番号 カルテ番号等	診療年月 入院・入院外の別	患者氏名 生年月日	エラー コード	エラー又は確認事項	診療 種別	事項名	点数（誤） （正）
1	000,005	平成XX. 4 入院	オンライン太郎 昭和40. 1. 1	2162	被保険者証番号が記録されていません。 レセプト内レコード番号 [0002] レコード内項目位置 [004]			
2	000,001-0000 B123-456	平成XX. 4 入院外	オンライン二郎 昭和50. 2. 2	4501	請求点数が誤っています。		50	
				3209	未コード化傷病名の傷病名称が記録されていません。	01		
				4301	固定点数が誤っています。	30	処方せん料（7種類以上） 50×1	50 40

令和3年9月から、受付ができない又は返戻となるレセプトは、「エラー又は確認事項」欄の文頭に【受付不能】を印字しています。

## 8. ASPチェック結果の確認方法

### ▶ 受付・事務点検ASPに係るチェックにおけるエラー内容

- 1 エラーコード1000番台（L1エラー）は、医療機関単位でエラーとなっているため、再請求が必要なもの
- 2 エラーコード2000番台（L2エラー）は、レセプト単位でエラーとなっているため、再請求が必要なもの
- 3 エラーコード4800番台（L48エラー）は、エラーとして連絡しているが、正常分として処理しているので再請求が不要なもの
- 4 エラーコード3000番台（L3エラー）は、レセプト内でエラーが確認され、要確認となったもの（返戻となる要確認レセプト）
- 5 エラーコード4000番台（L4（L48を除く）エラー）は、レセプト内でエラーが確認され、要確認となったもの（査定又は返戻若しくは正当となる要確認レセプト）
- 6 エラーコード7000番台は、レセプト内でエラーが確認され、要確認となったもの（査定又は返戻若しくは正当となる要確認レセプト）

エラーコードの詳細内容は「[受付・事務点検ASPに係るチェック一覧](#)」をご覧ください。

受付・事務点検ASPに係るチェック一覧 掲載場所

● 支払基金ホームページ ▶ トップページ ▶ 診療報酬の請求支払 ▶ オンライン請求 ▶ 保険医療機関・保険薬局に係るオンライン請求 ▶ 7.オンライン請求 ▶ [受付・事務点検ASPに係るチェック一覧（医科）](#)

● オンライン請求画面から ▶ マニュアル ▶ その他 ▶ [受付・事務点検ASPに係るチェック一覧（医科）](#)

## 9. 返戻再請求のオンライン化について

- 保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領の変更

令和4年9月30日付け保連発0930第1号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について（周知依頼）」において、返戻レセプトの再請求については、紙レセプトのみで返戻されたものを除き、令和5年4月からオンラインによるものとされた。

令和5年1月23日付け保連発0123第1号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱いについて」において、システム事業者の対応状況を把握した上で「やむを得ない場合の必要な対応」（経過措置）について、個別に審査支払機関に届出を行った上、引き続き、紙媒体による返戻再請求ができることとされた。

# 10. 返戻再請求のオンライン化に関するQ&A

## ＜返戻再請求のオンライン化に伴う経過措置について＞

### Question

Q.経過措置届出については、最大、いつまで延長して良いのか。

A. 令和6年9月末までとされていますが、令和5年10月以降の開始となる場合は、具体的な事情について追って審査支払機関から個別照会することとしています。

### Answer

Q.所在地変更や開設者変更等で医療機関コードが変更した場合、廃止とした医療機関コード分もオンラインで再請求しなければならないのか。  
また、紙媒体で再請求する場合は、経過措置届出を提出しなければならないのか。

A. 電子証明書の有効期間がある場合は、オンラインによる再請求をお願いします。  
なお、紙媒体で再請求する場合は、経過措置の届出が必要です。



# 10. 返戻再請求のオンライン化に関するQ&A

## Question

Q.令和5年4月からオンラインによる返戻再請求を実施するが、既にダウンロード可能期間が終了しているレセプトの再請求は紙レセプトでの再請求としてよいか。

A. 令和5年4月からオンラインによる返戻再請求を実施する医療機関等にあつては、既にダウンロード期間が終了しているレセプトは紙媒体による再請求が認められます。

Q.令和5年4月請求分から電子カルテを変更しパソコンも変更するため、令和5年2月診療分以前の返戻レセプトについてはオンラインによる再請求ができない。この場合、経過措置の届出は必要か。

A. 特定のレセプトのみ対応できない場合でも経過措置の届出は必要ですので、支払基金ホームページから届出様式をダウンロードの上、必要事項を記載し支払基金本部あて送付願います。  
なお、やむを得ない事情については、「その他やむを得ない事情がある」を選択願います。

# 10. 返戻再請求のオンライン化に関するQ&A

## Question

Q.生活保護と他の公費負担医療との併用レセプト等、特定のレセプトのみオンラインによる返戻再請求できない場合でも経過措置の届出は必要か。

A. 特定のレセプトのみ対応できない場合でも経過措置の届出は必要ですので、支払基金ホームページから届出様式をダウンロードの上、必要事項を記載し支払基金本部あて送付願います。  
なお、やむを得ない事情については、「その他やむを得ない事情がある」を選択願います。

Q.令和5年4月からオンライン請求を開始する。令和5年3月請求以前分（電子媒体請求分）の返戻再請求を令和5年4月以降に行う場合、オンラインで再請求しなければならないのか。

A. 令和5年3月請求分までの返戻については、紙媒体の返戻レセプト（返戻ファイルがない）しか送付してませんので、紙媒体の再請求が可能です。（経過措置の届出必要なし）  
令和5年4月請求分以降（令和5年5月の返戻）については、返戻ファイルのダウンロードが可能ですので、オンラインによる返戻再請求となります。

# 10. 返戻再請求のオンライン化に関するQ&A

## Question

Q. 審査返戻において診療情報提供書の写しの添付や検査データの写しの添付を求められることが多く、現状その提出を行うには紙媒体でしかできないため、紙レセプトでの返戻が戻ってくる間は、紙レセプトに求められた添付資料を添付し請求を行いたいが、「やむを得ない事情がある」として届出し、紙レセプトでの再請求でもよろしいか。

## Answer

A. この場合、レセプトはオンラインによる再請求、診療情報提供書の写し等は紙等での提出になるので、やむを得ない事情に該当するものではないです。  
しかしながら、システム上オンラインによる再請求を行う場合、何らかの訂正がないとオンラインによる再請求はできない等、紙媒体での再請求となってしまう場合は「やむを得ない事情がある」として届出が必要です。

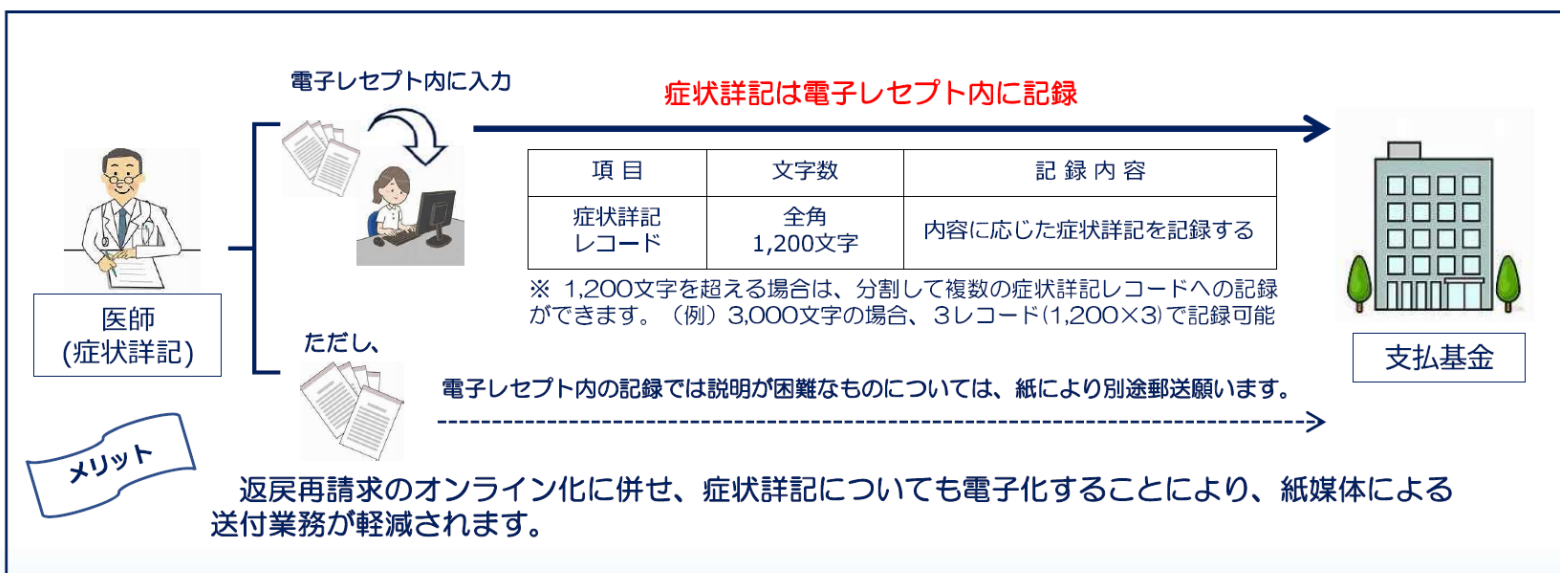
# 1.1. オンライン返戻再請求で注意すべき点

## ○ 重複請求に注意

返戻レセプトについては、オンラインで返戻データを配信しているとともに紙媒体でも返戻レセプトを増減点連絡書等発送時に同封して送付しています。オンラインで返戻データを取得し、レセコンで訂正してオンラインで再請求いただいた返戻レセプトと紙媒体で返戻されたレセプトを訂正し、紙媒体も提出されると重複請求となりますのでご注意ください。

## ○ 症状詳記についても電子レセプト内に記録

令和5年1月23日付け保連発0123第1号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知において症状詳記も電子レセプト内で記録することが明確化されました。



ご清聴ありがとうございました。

オンライン請求にご興味がある方は、関東審査事務センター  
事業管理課事業管理第2係までご連絡をお願いいたします。